

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）競争的対話における応募者との協議記録

③運営権者の再委託に係る事務手続きの簡素化(実施契約書（案）第25条関連)

回	書類名	頁	条	項	号/目	項目	内容	回答
第1回	実施契約書 (案)	11	第025条	第02項		第三者への委託	第三者への委託に際し、その全てについて県の事前の承諾又は通知、並びに事後の契約書の写しの提出を行うことは実務上で相互に煩雑であり、例えば、金額基準等を設けて一定の業務委託は運営権者の裁量により行えるような建付けをご検討いただけないでしょうか。第3項の再委託先及び再々委託先に関する定めについても同様です。なお、本条項で対象となるのは委託又は請負の契約であり、売買といった種類の異なる契約は対象とならないことをご確認ください。	第2回競争的対話において再度ご質問ください。 なお、実施契約書（案）第25条第2項の規定により契約書の写しを提出する必要がある契約は、委託又は請負に係る契約であり、委託又は請負の性質を有しない契約について、同項は適用されません。
第2回	実施契約書 (案)	11	第025条	第02項		第三者への委託	「委託先の名称並びに委託の種類、予定金額、期間及び範囲等を県に通知するものとし、かつ、当該第三者との間で締結した契約書の写しを当該契約の締結後遅滞なく県に提出しなければならない。」とありますが、第三者に委託する大小すべての業務について当該手続きを行うことは煩雑であり、県及び運営権者ともに過負荷であることから、一定額以上の金額基準を設けるなどの検討をお願いできませんでしょうか。 (同条第3項の受託者又は請負者からの再委託又は下請負においても同様とさせていただきます)	すべての業務に対し当該手続きを行うことは、県・応募者の両者にとって過大な事務負担となりうるので、委託の金額・内容等により一定の基準を設けて、その基準以下の委託については本項の義務の対象から除外することを検討中です。検討結果は、追って提示いたします。
第3回	実施契約書 (案)	11	第025条	第01項		外部委託情報等の報告	「外部委託情報等を当該第三者との間で契約を締結した後速やかに県に対して報告することで足りるものとする。」とありますが、四半期報告書の提出に合わせて当該四半期に締結したのものについてとりまとめて報告することを認めて頂けないでしょうか。	委託契約締結後、業務着手前の報告を想定しています。実務上の運用の詳細について協議することは可能です。